69				420,600
70				421,100
71				421,600
72				422,100
73				422,600
74				423,100
75				423,600
76				424,100
77				424,600
再任用職員		329,900	433,800	490,000

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	給月額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に、「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に、「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に、「百分の四十」を「百分の四十二・五」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改め、同号ロ中「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十」を「百分の四十二・五」に改める。

附則第十一項中「百分の〇・九七五」を「百分の一・〇二五」に、「百分の一・二七五」を「百分の一・三二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

第七条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

第八条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「相当する額」の下に「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項第二号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる職員以外の職員（医療職俸給表㈠又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）　百分の九十九・八三